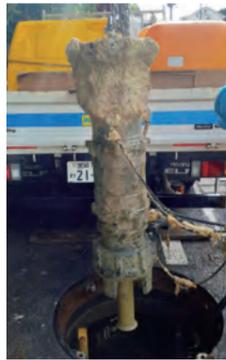


下水道の適正利用について

家庭で流されたものは、下水道をとおり浄化センターできれいな水に処理されます。浄化センターは、みなさんの生活環境や自然環境を良くするための公共施設ですので、次のことに注意しながら大切にしましょう。

台所では 野菜くずやご飯の残り、てんぷら油などの食用廃油は、下水道がつまり汚水が家庭内の配管からあふれる恐れがあるため、絶対に流さないでください。また、グリストラップの設置してある飲食店等では悪臭の原因にもなりますので、定期的に清掃してください。



油脂が付着したパンホールポンプ

水洗便所では トイレトペーパー以外の紙、生理用品等の異物は絶対に流さないでください。

浴室や洗濯では ごみや髪の毛が流れないようにしましょう。洗剤は自然に優しいものを使用し、必要以上の量は使わないようにしてください。

高千穂町役場 上下水道課
73-1209

県民が選ぶ宮崎の魅力「推しコレみやざき総選挙 2022」

県では、県民が選ぶ宮崎の魅力「推しコレみやざき総選挙」第1段を実施中です。

観光地・グルメ・伝統文化・自然風景など何でもOK！あなたのイチオシの宮崎を教えてください！参加者には抽選で県産品をプレゼント！！

推薦方法 SNS(Facebook、Instagram・Twitter)、公式サイトの応募フォーム、

ハガキまたはメール

推しコレみやざき総選挙 検索

〒880-0032

宮崎市霧島4丁目129-1

推しコレみやざき総選挙事務局(テレビ宮崎商事内)

oshicole@umk-s.co.jp

県オールみやざき営業課

0985-26-7591



償却資産(固定資産税)申告について

償却資産(事業用資産)の所有者は、法律に基づき、その資産の所在する市町村に毎年申告しなければなりません。※事業とは、飲食業・小売業・建設業・農業など全ての業種が含まれます。個人か法人かは問いません。

1月1日現在、高千穂町に償却資産(事業用資産)を所有されている方が申告対象となりますので、期限までに申告書の提出をお願いします。

提出書類

1. 償却資産申告書(課税台帳)
2. 種類別明細書
3. リース資産申告書(リース資産所持の方のみ)

様式 税務課までお越しいただくか、町のホームページからダウンロードできます。

<https://www.town-takachiho.jp/top/soshiki/zeimu/2/2/360.html>

提出期限 令和5年1月31日(火)

提出先 税務課 固定資産税係

高千穂町役場 税務課 73-1201

○業種別の主な償却資産

業 種	主な償却資産の例示
各業種共通	受変電設備、太陽光発電設備、屋外広告、駐車場設備、舗装路面、外灯、テナント内部造作、外構工事(フェンス)、キャビネット、応接セット、コピー機、パソコン、エアコン、テレビ、レジスター、机・椅子、プリンター、LAN設備等
飲 食 業	カウンター、装飾品、カラオケ機械、自動販売機、ステレオ、放送設備、冷蔵庫、厨房設備、製麵機、日よけ等
理容・美容業	理容・美容椅子、洗面設備、消毒殺菌器、理容・美容機器、給湯器、サインポール等
旅館・ホテル業	客室備品(冷蔵庫、ベッド等)、カラオケ機器、製氷機、厨房設備、自動販売機、電話交換設備、洗濯設備等
医院・歯科医院	医療機器(ベッド、エックス線装置、調剤機器、消毒用殺菌器、手術台、歯科診療用ユニット、光学検査機器、保育器等)、冷蔵庫、陳列ケース、薬品戸棚、待合室用椅子等
小 売 業	ショーケース、陳列ケース、冷凍ストッカー、日よけ、間仕切り(パーティション)、冷蔵庫、照明設備、電子秤、自動販売機等
建 設 業	土木建設機械(ブルドーザー、パワーショベル、フォークリフト等)、大型特殊自動車、発電機等
自動車整備業・ガソリン販売業	オートリフト、テスター、オイルチェンジャー、ジャッキ、コンプレッサー、塗装設備、洗車機、溶接機、地下タンク、ガソリン計量器、自動販売機、独立キャノピー、検査工具等
農 業	ビニールハウス、家屋に該当しない作業小屋・倉庫・物置・畜舎、ポンプ、農業用機械設備(発電機、もみすり機等)、農業用器具、農耕用車両(小型特殊自動車に該当しないもの)、陳列棚等

住民税均等割非課税世帯等の皆さまへ

電力・ガス・食料品等価格高騰
緊急支援給付金のお知らせ

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の概要

令和4年9月9日に政府で開催された物価・賃金・生活総合対策本部において、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯(住民税非課税世帯等)に対し、1世帯あたり5万円をプッシュ型で支給する方針が示されました。これを受けて、高千穂町においても、支給対象者の方に以下のとおり支給を実施します。

給付金額 1世帯あたり **5万円**

住民税非課税世帯または
家計急変世帯のどちらか1回限り

給付対象(どちらかにあてはまる世帯)

※どちらの場合も世帯全員が課税者から税法上の扶養を受けている場合は対象となりません。

住民税非課税世帯

世帯全員が令和4年度の住民税が非課税である世帯
住民税非課税世帯の対象世帯には

「電力・ガス・食料品等価格高騰
緊急支援給付金の支給のお知らせ」

または

「確認書」

を11月18日付で発送しています。

なお、ご自身が非課税世帯の対象と思われる方でどちらの書類も届いていない場合は、役場福祉保険課へご確認ください。

「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援
給付金の支給のお知らせ」が届いた世帯

記載されている振込口座で給付を希望する場合は、**手続き・連絡の必要はありません。**
記載されている振込日に給付を行います。

給付を辞退される場合はまたは振込口座を変更する場合は、同封の「受給拒否の届出書」または「支給口座登録等の届出書」を記載されている提出期限までに役場福祉保険課へ提出ください。

お問い合わせ



内閣府住民税非課税世帯に対する
臨時特別給付金コールセンター



0120-526-145

【受付時間】平日 9:00 ~ 20:00
(12/29~1/3を除く)



高千穂町役場
福祉保険課 社会福祉係



0982-73-1202

【受付時間】平日 8:30 ~ 17:15
(12/29~1/3を除く)

家計急変世帯

予期せぬ収入の減少により、令和4年1月以降の
世帯全員の収入が「住民税非課税相当」となった世帯

※ 住民税非課税相当とは世帯全員の年間収入見込み額(令和4年中の任意の1か月の収入×12ヶ月)が住民税均等割非課税水準以下であることを指します。
※ 定年退職等による収入の減少や年金収入のない月、農業等事業活動に季節性があるなど通常収入が得られない場合は予期せぬ収入の減少には該当しません。

申請が必要です

申請期間: 令和4年12月1日(木曜日)
~ 令和5年1月31日(火曜日)

収入のわかる書類(給与明細や帳簿)等をご準備
いただき申請してください。
詳しくは役場福祉保険課へお問い合わせください。

「確認書」が届いた世帯

確認書の返送が必要です。必要事項を記入し、
添付書類と一緒に同封の返信用封筒にて返送
ください。

提出期限: 令和5年1月31日(火曜日)

